

4	1231
年	9/11

勞務第二九三五號

昭和四年十一月三十日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
 社會部 長官殿
 各廳 府 縣 長官殿
 (北海道、府、縣、支庁、市、町、村、長官殿)

三光印刷所勞働事議ニ関スル件 (第二報)

要旨 (一) 工場主要求ヲ拒絕シタル上此業(警告)状ヲ發達シ決テ全額解雇ヲ通知ス
 (二) 職二番ニ宣傳印刷物其他ノ方法ニ依リ對策講究ス

首題事議其後ハ狀況左記ノ道ニ有之
 一 工場主側

資本金六萬圓ヲ收シ事業擴張為シタルニ昨年來ノ設備費ノ為メ要求ハ一トシテ承認
 スル難ハスト決志シ本月二十日付別紙(一)ノ就業勸告狀ヲ發達シテ警告スル處アリタル
 カ二十三日ニ至ル又出勤セザルニ付重示テ今日付別紙(二)以テ解雇通告ヲ為シ一方二

Ad

滿二十一年以下ノ者ハ日給ノ
 滿三ヶ年
 滿四ヶ年
 滿五ヶ年

五ヶ年以上ハ二ヶ月ヲ場ス毎ニ各日給ノ三分ノ一ヲ入給サレタシ
 拾ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ場ス毎ニ各日給ノ三分ノ二ヲ入給サレタシ
 拾ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ場ス毎ニ各日給ノ四分ノ一ヲ入給セラレタシ
 六臨時休業ノ際ハ日給ノ六割ヲ支給サレタシ
 七公休日ノ出勤者ハ五割増ニサレタシ
 八工場法規室外ニ婦人エノ職使ヲ全廢サレタシ
 九一年二回出費與ヲ左ノ如ク制定サレタシ

動員年限ニテ二トノ三ニ對シテ日給ノ四分ノ三ヲ場ス毎ニ四分ノ一ヲ入給サレタシ
 十二三親等者ニテ三際ハ七日ノ公休及日給ノ五割ヲ支給セラレタシ

十一此後ニ因シテ事アリ工場ヲ休ム場合ハ日給全額ヲ支給サレタシ
 十二現役ニテ節度費ヲ附ク

十三勞働組合加入ノ自由

附 所屬除頭ニシテ在職三ヶ年ニ對シテ職別者ヲ定ムルニ
 一九二六、十、二十日 三光印刷所 従業員一團

三光印刷所々々 大島貞吉殿